

## 石狩市勢要覧制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

令和8年に市制施行30周年の節目を迎えるため、石狩市として新たに市勢要覧を制作する。今回は市制施行30周年記念事業等を掲載するほか、市民がまちの魅力を再発見し、住み続けたいと思える愛着と誇りを醸成するとともに、観光・移住の誘導や企業誘致の推進などを図るシティプロモーションとしての冊子作成を目的とする。特に、本市の将来を担う若年層や子育て世帯を主要なターゲットとし、本市での暮らしの豊かさや魅力を効果的に伝えられる内容にする。

については、本業務の委託に最適な事業者を選定するため、価格のみの競争によらず、広く事業者からの提案を求め、企画力やデザイン力、豊富な事業実績に裏打ちされた技術力等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を実施する。

### 2. 業務の名称

石狩市勢要覧制作業務委託

### 3. 業務内容

「石狩市勢要覧制作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて変更することがある。

なお、本業務において作成された成果物（写真データ等を含む）の著作権は、全て本市に帰属するものとする。

### 4. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 5. 提案上限額

金4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 6. 支払い方法

業務完了時の一括払いとする。なお、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定された口座に振り込む。

### 7. 参加資格要件

本業務に参加できる者は、参加申込書（第2号様式）の提出日現在において次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 石狩市競争入札参加資格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (4) 国税、市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員並びに石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年 6 月 27 日条例第 20 号）第 2 条第 3 号の規定に該当しない者であること。
- (6) 平成 28 年度以降に市勢要覧（町村勢要覧、都道府県勢要覧を含む）、記念誌、冊子等、同種又は類似業務の作成（発行）実績があること。
- (7) 石狩市での打ち合わせ等に出席でき、緊密な連絡調整が可能であること。また、履行期間中、事前に市からの求めがあった場合は、速やかに写真撮影や取材等に対応できる体制を有すること。なお、これらに要する経費は、全て本業務委託料に含むものとする。

## 8. スケジュール

事業者選定までの日程は次のとおりとする。

項目	日程
1. 公募開始	令和 8 年 3 月 19 日（木）から
2. 質問書の受付期限	令和 8 年 3 月 25 日（水）午後 5 時まで
3. 質問書に対する回答期限	令和 8 年 3 月 30 日（月）
4. 参加申込書提出期限	令和 8 年 4 月 6 日（月）午後 5 時まで
5. 参加資格確認結果通知	令和 8 年 4 月 9 日（木）
6. 企画提案書提出期限	令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 5 時まで
7. 第 1 次審査結果通知 （書類審査）	令和 8 年 5 月 1 日（金） ※参加事業者が 5 者以上となった場合に実施し、上位 4 者程度を選定する。参加事業者が 4 者以内の場合は、全員を第 2 次審査対象者とする。
8. 第 2 次審査 （プレゼンテーション）	令和 8 年 5 月 13 日（水）
9. 最終選考結果通知	令和 8 年 5 月 15 日（金）（予定）
10. 契約締結	令和 8 年 5 月中旬（予定）

## 9. 質問の受付と回答

本業務に関する質問がある場合には、次のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

質問書（第1号様式）

### (2) 提出方法

「16. 担当部局（書類提出先・問い合わせ先）」宛て電子メールにて提出すること。

※メールのタイトルを「市勢要覧制作業務質問書」とすること。なお、提出後は必ず電話にて到着確認を行うこと。

### (3) 受付期間

公募開始の日から令和8年3月25日（水）午後5時まで（必着）

### (4) 回答方法

全て取りまとめた後、質問者名は伏せた上で市ホームページにおいて令和8年3月30日（月）午後3時以降に回答・周知する。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正があったものとみなす。

## 10. 参加申込書に関する事項

本業務に参加する者は、「7. 参加資格要件」を確認の上、次のとおり提出すること

### (1) 提出書類（各1部）

- ① 参加申込書（第2号様式）
- ② 参加資格に関する申立書（第3号様式）
- ③ 業務実績一覧（第4号様式）
- ④ 上記業務実績一覧に記載のある成果品（最大3点まで）
- ⑤ 事業者概要書（第5号様式）

※第5号様式の記載要領に従い、令和8年1月1日現在の内容を記載の上、事業の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

なお、提出書類及び成果品は返却しないものとする。

### (2) 提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時まで（持参、郵送ともに必着）

### (3) 提出場所

「16. 担当部局（書類提出先・問い合わせ先）」に提出すること

### (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

※郵送の場合は、封筒の表面に「石狩市勢要覧制作業務参加申込書在中」と朱書きすること。

### (5) 参加資格の確認結果

提出された参加申込書等に基づき参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年4月9日（木）までに書面及び電子メールにて通知する。

## 11. 企画提案書に関する事項

参加申込書を提出した事業者は、仕様書を十分に確認の上、次のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書（正本1部、副本6部）

以下のア～カを1冊にまとめ、正本1部、副本6部を提出すること。

##### ア 表紙

第6号様式を使用すること。

##### イ 企画・構成案

企画コンセプト、編集方針、全体の構成案、ターゲットへの訴求方法、写真の点数・特殊撮影など具体的な提案を明記すること。

##### ウ デザインカンパ

表紙デザイン（表題含む）及び本文見開き2ページ程度を作成すること。

- ・サイズはA4判（A3判見開きイメージ可）とする。
- ・本文の書体は使用する書体を用いるが、文章はダミーでもよい。
- ・写真は市ホームページや観光パンフレット等から引用してもよい。

##### エ 業務実施体制

第7号様式を使用すること。

##### オ 制作工程表

任意様式とし、企画から納品までの工程を明記すること。

##### カ 装丁・製本仕様

任意様式とし、紙質・厚さ、綴じ方法、使用する特殊加工の仕様等を明記すること。

※使用予定の用紙サンプルを全種類（表紙・本文、チラシ）台紙等に貼付して添付すること。（正本・副本の区別なく、計7部全てに現物のサンプルを添付）

#### ② 見積書及び積算内訳書（正本1部、副本6部）

##### ア 見積書

第8号様式を使用すること。

※見積金額の記載は、税抜金額、消費税及び地方消費税額、税込金額とする。

※見積金額（税込）は、提案上限額（金4,000,000円、消費税及び地方消費税を含む）以内とすること。

##### イ 積算内訳書

任意様式とし、上記見積金額の根拠となる詳細な内訳（企画デザイン費、写真撮影費、編集費、印刷製本費、諸経費等、作成にかかる費用すべて）を明記すること。

### (2) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時まで（持参、郵送ともに必着）

(3) 提出場所

「16. 担当部局（書類提出先・問い合わせ先）」に提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る）

12. 審査方法

(1) 契約候補者の選定

- ① 市職員で構成する石狩市勢要覧制作業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会において審査を行い、第1次審査及び第2次審査の合計評価点が最も高い参加事業者を第1優先契約候補者として選定する。また、次点者も決定する。
- ② 審査は非公開とする。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 第1次審査（書類審査）

参加事業者全員に対し、書類による第1次審査を実施し評価を行う。

なお、参加事業者が多数の場合（5者以上）は、評価点の上位4者程度を選定した上で、当該通過者のみ第2次審査（プレゼンテーション）を実施する。

第1次審査結果（実施しない場合はその旨）を参加事業者全員へ、令和8年5月1日（金）までに書面及び電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査通過者（または参加事業者全員）に対し、プレゼンテーション及び質疑応答を行い、第2次審査評価点を算出する。

① 実施日時

令和8年5月13日（水）を予定

※開始時刻については、参加事業者へ令和8年5月1日（金）までに通知する。

② 実施場所

石狩市役所本庁舎4階 401会議室

③ 企画提案の説明及び質疑応答

1者あたり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）

④ 出席者

3名以内（うち1名は、本業務を中心的に担当する総括責任者（ディレクター等）とする）

※プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行い、追加提案の説明及び追加資料の配布は認めない。この場合、パソコン・モニターを用いての説明は可とする。HDMI ケーブル、モニター及び延長コードは石狩市で用意する。なお、変換アダプター等は各自持参すること。

(4) 審査結果

審査結果は、令和8年5月15日（金）を目途に、書面「プロポーザル審査結果通知書」（第10号様式）及び電子メールにて通知する。

(5) 公表

優先契約候補者名及び各審査段階における参加事業者数を本市ホームページで公表する。

※審査の経過、内容及び評価点等の詳細は公表しない。

13. 審査項目及び配点

審査項目及び配点については、次のとおりとする。

なお、最終的な審査結果は、第1次審査と第2次審査の合計点（100点満点）により決定する。

審査	審査項目	評価観点	配点
第1次審査 (計40点)	企画提案	企画コンセプト等を理解した提案か	15
	実績及び作品への評価	実績豊富で、過去の成果物は魅力的な仕上がりか	10
	業務体制・スケジュール	十分な業務体制、全体スケジュールとなっているか	5
	装丁・製本	仕様書に基づいた適切な提案か	5
	提案金額	見積金額は妥当か	5
第2次審査 (計60点)	全体の構成案及び視認性 (読みやすさ)	制作目的を深く理解し、情報が整理された分かりやすい構成となっているか。また、ユニバーサルデザイン等に配慮し、誰にとっても読みやすいレイアウトか。	30
	ターゲットへの訴求力及び表現力	若年層や子育て世帯等のターゲットの感性に響く、インパクトのあるデザインや写真、レイアウト等が提案されているか。	20
	プレゼンテーション	提案内容を分かりやすく説明し、質疑応答においても的確かつ誠実な回答ができているか。	10
合 計			100

#### 14. 契約方法

提出された企画提案書と参加事業者からのプレゼンテーションの内容を審査する「審査委員会」を開催し、評価が最も高い事業者を第1優先契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、もしくは「7. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加事業者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

#### 15. その他

- (1) 参加事業者が提出する書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 本業務の応募に要するすべての費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
  - ① 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
  - ② 関係者に対して工作等不当な活動を行ったと認められる場合
  - ③ 企画提案書が定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 提出された関係書類は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書は当該審査以外で参加事業者に無断で使用しない。
- (7) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (8) 参加申込書又は企画提案書を提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した参加辞退届（第9号様式）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な取扱いをするものではない。
- (9) 本業務に参加するものは、優先契約候補者決定後において、本実施要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (10) その他必要な事項については、協議の上決定する。

#### 16. 担当部局（書類提出先・問い合わせ先）

石狩市企画政策部秘書広報課（担当：橋本）

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL：0133-72-3145（直通） FAX：0133-74-5581

メールアドレス：[hisyokoho@city.ishikari.hokkaido.jp](mailto:hisyokoho@city.ishikari.hokkaido.jp)